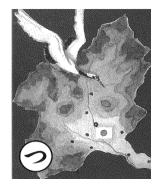




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年12月28日(火) 第9964号

目次

ページ

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(税務課) 2

公 告

○指定管理者の指定(文化振興課) 2
○同(健康福祉課) 2
○同 3
○同(障害政策課) 3
○同 4
○同 4
○同 4
○同(畜産課) 5
○同(観光魅力創出課) 5
○同 6
○同(交通政策課) 6
○都市計画汚物処理場の決定に係る縦覧(都市計画課) 6
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同) 7
○指定管理者の指定(同) 7
○同 7
○同(団地課) 8
○同 8
○同 9
○同 9

人事委員会規則

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 10

■ 告 示

◎群馬県告示第324号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の2第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和3年12月28日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名 株式会社川端油店 代表取締役 小松原孝之
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地 邑楽郡明和町南大島1220-1
- 3 特約業者の指定の取消年月日 令和3年3月31日

■ 公 告

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県民会館
 - (2) 所在地 前橋市日吉町一丁目10番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 公益財団法人前橋市まちづくり公社
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市本町二丁目13番8号
 - (3) 代表者の氏名 理事長 静知明
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県社会福祉総合センター
 - (2) 所在地 前橋市新前橋町13番地の12
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 指定管理者の代表者
 - ア 名称 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団
 - イ 主たる事務所の所在地 前橋市新前橋町13番地の12
 - ウ 代表者の氏名 理事長 塚越日出夫

(2) 指定管理者の構成者

- ア 名称 群馬県ビルメンテナンス協同組合
- イ 主たる事務所の所在地 前橋市問屋町一丁目8番地6
- ウ 代表者の氏名 代表理事 塚田且美

3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県福祉マンパワーセンター
 - (2) 所在地 前橋市新前橋町13番地の12
 - 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 社会福祉法人群馬県社会福祉協議会
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市新前橋町13番地の12
 - (3) 代表者の氏名 会長 川原武男
 - 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
-

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県立点字図書館
 - (2) 所在地 前橋市新前橋町13番地の12
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 指定管理者の代表者
 - ア 名称 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団
 - イ 主たる事務所の所在地 前橋市新前橋町13番地の12
 - ウ 代表者の氏名 理事長 塚越日出夫
 - (2) 指定管理者の構成者
 - ア 名称 公益社団法人群馬県視覚障害者福祉協会
 - イ 主たる事務所の所在地 前橋市新前橋町13番地の12
 - ウ 代表者の氏名 会長 茂木勤
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県立障害者リハビリテーションセンター
 - (2) 所在地 伊勢崎市波志江町3030番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市新前橋町13番地の12
 - (3) 代表者の氏名 理事長 塚越日出夫
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ
 - (2) 所在地 前橋市新前橋町13番地の12
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 指定管理者の代表者
 - ア 名称 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団
 - イ 主たる事務所の所在地 前橋市新前橋町13番地の12
 - ウ 代表者の氏名 理事長 塚越日出夫
 - (2) 指定管理者の構成者
 - ア 名称 一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟
 - イ 主たる事務所の所在地 前橋市新前橋町13番地の12
 - ウ 代表者の氏名 理事長 早川健一
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県立義肢製作所
 - (2) 所在地 前橋市新前橋町13番地の12
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市新前橋町13番地の12
 - (3) 代表者の氏名 理事長 塚越日出夫
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県馬事公苑^{えん}
 - (2) 所在地 前橋市富士見町小暮2425番地
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 公益財団法人群馬県馬事公苑
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市富士見町小暮2425番地
 - (3) 代表者の氏名 理事長 青木孝
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 宝台樹キャンプ場及び宝台樹スキー場
 - (2) 所在地 利根郡みなかみ町大字藤原地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社みなかみ宝台樹リゾート
 - (2) 主たる事務所の所在地 利根郡みなかみ町藤原3832番地40
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 加藤勤之
- 3 指定の期間 令和3年12月15日から令和7年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 烏川河川玉村運動場
 - (2) 所在地 佐波郡玉村町大字角淵地先
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 玉村町
 - (2) 主たる事務所の所在地 佐波郡玉村町大字下新田201番地
 - (3) 代表者の氏名 玉村町長 石川眞男
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬ヘリポート
 - (2) 所在地 前橋市下阿内町377番地2
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都中央区勝どき一丁目13番1号
 - (3) 代表者の氏名 株式会社日本空港コンサルタンツ 代表取締役社長 池上正春
 - (4) 構成者の氏名 大成有楽不動産株式会社 代表取締役社長 浜中裕之
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、富岡都市計画汚物処理場の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年12月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 富岡都市計画汚物処理場 1号富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合衛生管理センター
- 2 都市計画の決定年月日 令和3年12月9日

3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び富岡市建設水道部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年12月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 新福寺地区
 - 2 都市計画の変更年月日 令和3年12月1日
 - 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び千代田町都市整備課
-

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 敷島公園
 - (2) 所在地 前橋市敷島町地内ほか
 - 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 敷島パークマネジメントJV
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市千代田町二丁目12番地1
 - (3) 代表者の氏名 株式会社オリエンタル群馬 代表取締役 中埜智親
 - (4) 構成者の氏名 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役社長 野崎秀則
シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石崎健太
株式会社富士植木 代表取締役 成家岳
 - 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
-

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 金山総合公園
 - (2) 所在地 太田市長手町地内

- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 山梅・ケービックスグループ
 - (2) 主たる事務所の所在地 太田市上小林町226番地
 - (3) 代表者の氏名 株式会社山梅 代表取締役社長 山田通明
 - (4) 構成者の氏名 ケービックス株式会社 代表取締役社長 井上哲孝
有限会社東洋スポーツ 代表取締役 山之内秋子
 - 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
-

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 玉村ゴルフ場
 - (2) 所在地 佐波郡玉村町大字角淵5006番地1
 - 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社三商
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋人形町一丁目3番6号
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 吉田利治
 - 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
-

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 前橋ゴルフ場
 - (2) 所在地 前橋市川原町一丁目42番地4
 - 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 久松商事株式会社
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市北代田町691番地
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 久松一夫
 - 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
-

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 板倉ゴルフ場
 - (2) 所在地 邑楽郡板倉町大字板倉777番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 東急リゾート&ステイ株式会社
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役社長 田中辰明
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月28日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 新玉村ゴルフ場
 - (2) 所在地 佐波郡玉村町大字川井1065番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 金井興業株式会社
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市鳥羽町36番地1
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 清水英樹
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

■ 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十八日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第二十六号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第九条に次の一号を加える。

十一 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県人事委員会規則第二十一号)第十二条第一項第五号及び第六号の休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする職で、任期を定めて採用する者をもつて補充しようとするもの

第十五条第一項第三号中「又は第九号」を「、第九号又は第十一号」に改める。

附則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
